

令和8年1月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南国市長 平山 耕三

市町村名 (市町村コード)	南国市 (392049)
地域名 (地域内農業集落名)	久礼田地区 (久礼田、植田、植野、領石)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月26日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

約20年ほど前に久礼田・植田で基盤整備を行っており、当市のなかでも先行して農業が進んでいる地区である。大規模稻作農家が主に農地を担っており、今後も継続して営農していく。また、植田地区では平成30年度に耕作条件改善事業を活用し、複数の農業法人のハウス団地が形成されている。今後、当地区で新たにハウス団地の計画を進めていく。一方で、一部の地区では条件の悪い農地が多くあるため、農地を守る体制を地域で話し合っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区には十分な担い手がいるため、今後農業の作業効率等を良くしていくため、地域での話し合いを重ねていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	168.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や農業法人へ団地面積の拡大を進めるとともに、担い手及び農業を担う者への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地元と調整を行い、耕作条件改善事業等の事業活用し基盤整備を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内に担い手が十分おり、農業法人も参入している地区なので集積・集約していく。
また、稼げる農業を目指すために行政やJAの支援を活用する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③優良農地を活用するため機械化を進めしていく。
⑨引き続き畜産農家との連携を図る。

令和8年1月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南国市長 平山 耕三

市町村名 (市町村コード)	南国市 (392049)
地域名 (地域内農業集落名)	十市地区 (剣尾、人形谷、西坪池、丸山、東組、楠上、札場、国政、錦城、大小浜、土居谷、栗山、八丁、西和、東坪池、阿戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月26日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手不足による空きハウスの放置や耕作放棄地化、道が狭いなど生産環境における課題がある。また、農家の高齢化や後継者不足が深刻化している。

【主な品目】 水稲、しおとう、ピーマン、にら

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農を模索していくことで、農地の有効利用を図るほか、地区内の農業者を集めることで補助金を活用し、農業機械の導入を積極的に検討していく。また、ほ場整備の実施に向けて地区内での合意形成に取り組んでいく。主食用米以外のWCSや陸稲等の品目も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	175.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	175.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落営農など検討し、農地の有効利用につなげていく。また、担い手や農業を担う者に農地を集積・集約していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構が活用できる場合は、貸し付けを行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地区内での合意形成を進めて、ほ場整備事業に取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市、県、JA、地域の方々と連携し、地域内外からの新しい経営体の受入体制を構築する。栽培技術の指導や補助金などの支援を継続していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区全体でイノシシの被害があるため、対策を考える。